

令和 8 年 6 月 1 日より 入院時の食事にかかる患者負担額が 変わります

今般の食材費の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改正がありました。これに伴い、令和 8 年 6 月から患者さんのご負担金額が下記の通り変更となりますので、お知らせいたします。

区分		負担額（非課税）	
		令和 8 年 5 月 31 日まで	令和 8 年 6 月 1 日から
①	一般の方	1 食につき 510 円	1 食につき 550 円
②	住民税非課税の世帯に属する方 (③を除く)	1 食につき 240 円	1 食につき 270 円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない場合等	1 食につき 110 円	1 食につき 130 円

- ※ 難病指定や減額認定を受けている場合は、上記金額から減額されます。
- ※ オンライン資格確認で、限度額認定証の区分が、確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要になります。